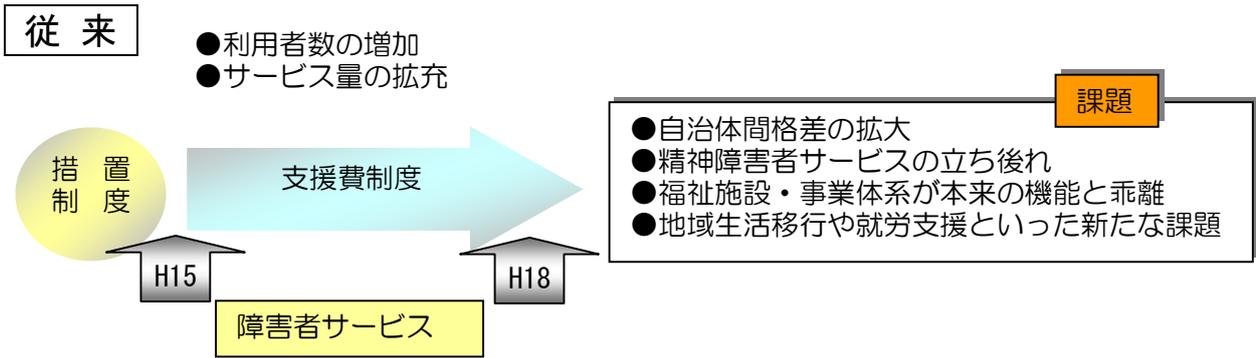
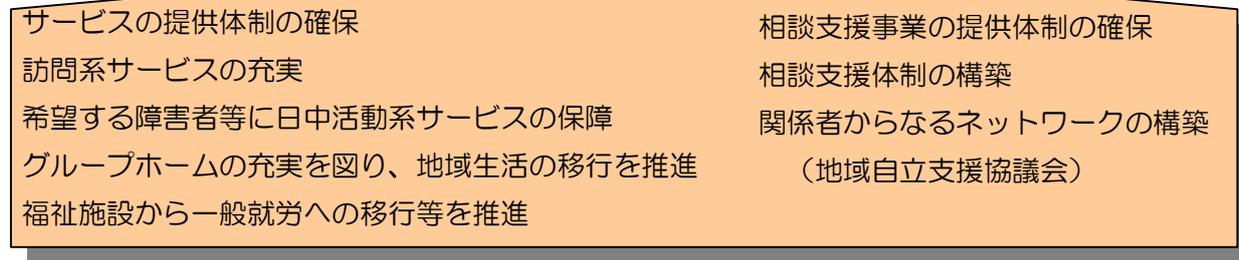
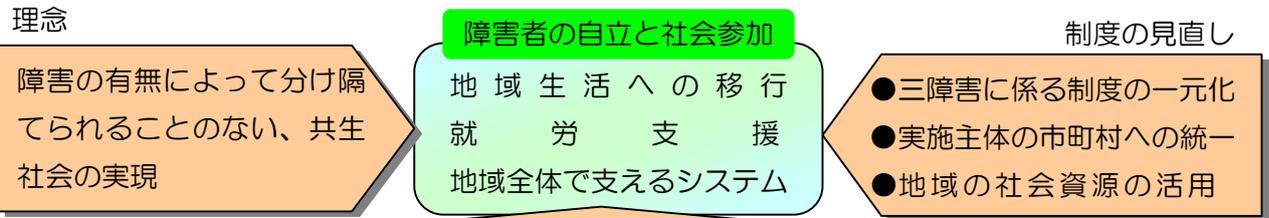


国の基本的指針概要 (平成 18 年 6 月 26 日告示、平成 21 年及び 23 年一部改正)



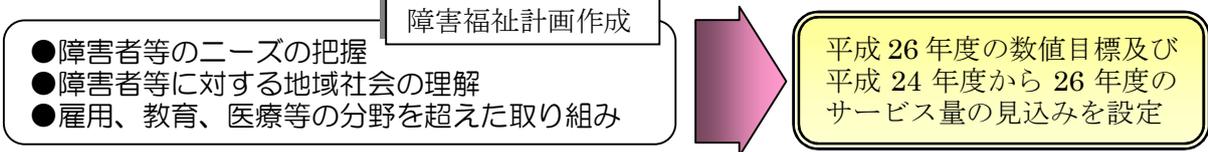
1 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。



2 障害福祉計画

(1) 基本的事項



(2) 数値目標 (国の考え方)

- 福祉施設の入所者への地域移行
平成 17 年時点の施設入所者数のうち三割が地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）へ移行するとともに、26 年度には施設入所者数を一割以上削減する。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行
一年未満入院者の平均退院率を平成 20 年よりも 7% 相当分増加させる。また、65 歳以上の高齢かつ 5 年以上の長期にわたって入院している者を直近の調査から 2 割増加させる。
- 福祉施設から一般就労への移行
平成 26 年度中に一般就労へ移行する者の数値目標を設定する。平成 17 年時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。
福祉施設の利用者の 2 割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業の利用者の 3 割は就労継続支援事業（A 型）を利用する。

(3) 計画策定のための体制整備

障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等幅広い関係者の意見を反映。
関係部局の協力
市町村と都道府県間の連携

(4) 区域の設定

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を圏域を標準として設定する。

3 市町村障害福祉計画

数値目標

- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと見込量確保のための方策
- 市町村が実施する地域生活支援事業の実施する事業の内容と各事業の見込量と確保のための方策

4 県障害福祉計画

(1) 数値目標

- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みと見込量確保のための方策
- 圏域単位の指定障害福祉サービス等の見通しと計画的な基盤整備の方策
- 退院可能精神障害者の地域生活への移行促進
- 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

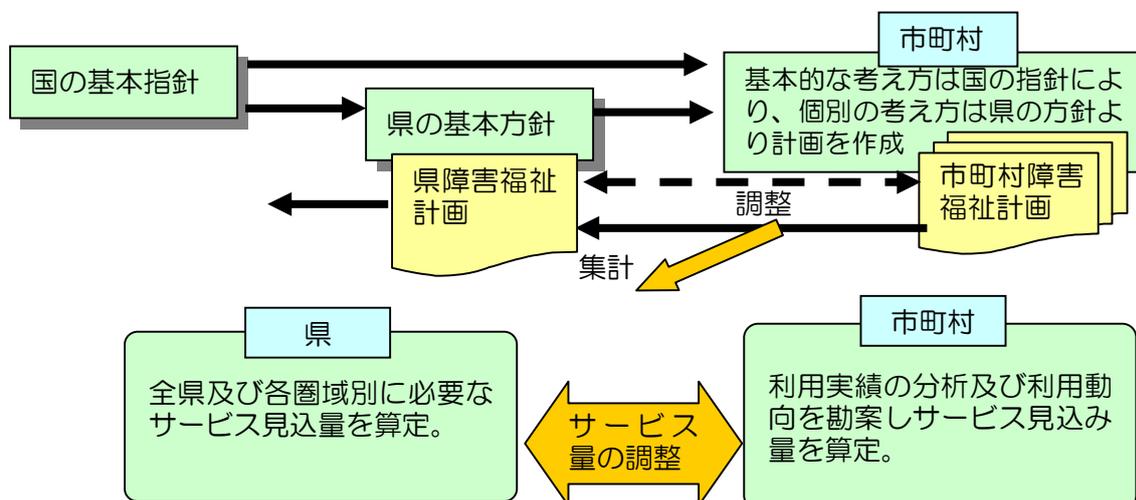
(2) 市町村との調整

(3) 人材の育成

- 指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保
- サービス等の事業者に対する第三者の評価
- 利用者の人権の擁護、虐待防止等のための責任者の設置、従事者の研修の実施

(4) 県障害者地域生活事業の実施

5 サービス見込量の集計



6 サービス見込量の基本的な考え方

(1) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

| | |
|--|---|
| 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 | 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれるものの数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 |
|--|---|

(2) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

| | |
|---------------------|--|
| 日中活動系サービス全体の 見込量 | 次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ① 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用が見込まれる者の数を控除した数 ② 入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数 |
| 生活介護 | 現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 |
| 自立訓練（機能訓練） | 現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 |
| 就労移行支援 | 現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生数等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 |
| 就労継続支援（A型） | 現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3割以上とすることが望ましい。 |

| | |
|------------|---|
| 就労継続支援（B型） | <p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p> |
| 療養介護 | <p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> |
| 短期入所 | <p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> |

（３）共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

| | |
|------------------|---|
| 共同生活援助 共同生活介護 | <p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> |
| 施設入所支援 | <p>平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成26年度末の段階において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p> |

（４）相談支援

| | |
|--------------------|---|
| 計画相談支援 | <p>障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者及び量の見込みを定める。</p> |
| 地域相談支援（地域移行支援に限る。） | <p>施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、設定に当たっては、入所または入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むものとする。</p> |
| 地域相談支援（地域定着支援に限る。） | <p>居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者及び量の見込みを定める。</p> |